

19 足尾町漁業協同組合内共第 25 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
日光市足尾町松原 6 番 3 号
足尾町漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第 25 号
- 3 遊漁規則施行の日
平成 26 年 1 月 1 日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、足尾町漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第 25 号第 5 種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、うぐい及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域において遊漁をしようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ、第 7 条に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第 3 条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	3 月 21 日から 9 月 19 日まで
かじか及びうぐい	4 月 1 日から 9 月 19 日まで

(禁止区域等)

第 5 条 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

(全長制限)

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ、にじます及びいわな	15 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚 種	種 別	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	1 年間券	7,000 円	500 円
	2 日釣券	2,000 円	500 円
雑魚	1 年間券	1,000 円	300 円
	2 日釣券	300 円	—

注 1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりさくらます・やまめ、にじます及びいわなを除いた魚種をいう。

2 年間券を使用できる期間は、第 4 条に定めるところによるものとする。

3 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒	無料
障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。）	前項に規定する遊漁料の 1 / 2 に相当する額

- 3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、遊漁者から遊漁料の納付を受けたときは、当該遊漁者に対し、別に定める遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

- 4 遊漁承認証の再交付は、行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、漁場区域において、川底をかくはんしてはならない。

- 3 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第10条 組合は、この規則に定める事務を行い、かつ、この規則の励行に関する必要な指示等を遊漁者に対し行う者として、漁場指導員を指名することができる。

- 2 漁場指導員は、別に定める漁場指導員証を携帯し、漁場指導員であることを表示する帽子を身につけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、この規則に違反した遊漁者に対し、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料は返還しない。

(公示の方法)

第12条 組合が、この規則の規定により必要な事項を公示しようとするときは、組合事務所に掲示してこれを行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30(2018)年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元(2019)年6月14日から施行する。